

③ 里親支援の充実について

里親が安心して子どもの養育を行うことができるようにするためには、子どもを委託した後においても、里親に対する支援や指導を行う体制を整える必要がある。このため、都道府県等においては、児童福祉法施行令第30条に基づき、児童相談所の児童福祉司等を指定して、里親の家庭を訪問し、必要な指導をさせなければならないこととされている。

また、里親の養育技術の向上を図るための「里親研修事業」、児童相談所等に里親対応専門の職員を配置し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施する「里親養育相談事業」、里親の養育負担を軽減するため、訪問による生活援助や相談援助を実施する「里親養育援助事業」、里親が児童相談所等に集い、里親相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」などの里親支援事業のほか、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）などの里親支援のための予算を確保しているところである。

里親に委託する子どもを増やしていくためには、このような里親支援が必須であり、各都道府県等においては、すべての里親が利用できるよう、積極的な事業の実施をお願いしたい。（資料4（123頁））

④ 専門里親への委託の推進について

専門里親は、虐待を受けた子ども等を委託する里親として平成14年度に制度化し、さらに平成17年度より、非行等の問題を有する子どもについても、委託の対象とされたところであるが、まだ十分に活用されていない状況にある。

「子ども・子育て応援プラン」において、専門里親登録者数を平成21年度までに500人まで増やすことを目標に掲げており、また「2年以内」という委託期間にとらわれずに、里親や子どもの状況などに応じて弾力的な運用を図ることができることとしているので、専門里親制度の積極的な活用が図られるようお願いしたい。

（資料5（124頁））

（2）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの集団による養育では限界があり、できる限り

家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に小規模グループケアを実施するとともに、児童養護施設を対象に地域小規模児童養護施設を設置することとし、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととしたところである。

平成19年度予算（案）においては、このプランの3年目に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。（資料6（125頁））

② ケア担当職員の質的・量的充実（個別対応職員の常勤化、家庭支援専門相談員の拡充）について

近年、児童虐待、ひきこもり等児童の問題は深刻化しており、虐待を主訴として施設に入所する児童が増加しているほか、児童相談所からの措置理由が虐待になっていなくとも、入所後虐待を受けていたとわかるケースも多く存在している。

被虐待児は、それまで受けた虐待による影響で、（1）大人への安心感、安全感の形成が欠如、（2）子どもらしい感情表現が困難、（3）他者との信頼関係の構築が困難などの傾向が強く、自意識はなくても人を困らせることで自己の存在をアピールするなどの問題行動を起こすことが多いことから、平成13年度より、被虐待児のうち、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員である被虐待児個別対応職員を配置してきたところである。

しかしながら、虐待を受けた子どもの入所はその後も増え続け、平成16年度の入所割合をみると、児童養護施設62.1%（平成15年度53.7%）、情緒障害児短期治療施設69.8%（平成15年度66.0%）であり、児童自立支援施設においても平成11年度で59.7%となっており、上記の個別対応職員について常勤的非常勤職員では対応が困難となってきた。

このため、平成19年度予算（案）においては、現在、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている常勤的非常勤職員を常勤化することにより、支援体制の充実を図ることとしている。

また、乳児院に入所している児童については、近年、虐待等家庭環

境上の理由により入所する児童の割合が増加しており、早期の家庭復帰及び里親委託等を支援するための体制を強化する必要があるため、これらの支援を専門に担当する職員として、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置しているところである。

しかしながら、乳児院においては他の施設よりも若い保護者が多く、特に虐待をした保護者への対応については安易に子どもを家庭に戻すと再度虐待を繰り返すおそれがあるなど対応が極めて困難となっている。特に定員が50人以上の乳児院については、家庭支援専門相談員の業務が多忙を極め、保護者への対応が行き届かないこともあって、定員規模の小さな施設と比較すると、家庭復帰及び里親委託が進んでいない状況が見られる。

このため、平成19年度予算（案）においては、定員50人以上の乳児院を対象に、新たに非常勤の家庭支援専門相談員を配置することにより保護者への養育相談等の充実を図り、より一層の家庭復帰に向けた取組を充実することとしているので特段のご配慮をいただきたい。

③ 身元保証人確保対策事業の創設について

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度予算（案）においては、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う「身元保証人確保対策事業」を創設することとしている。本事業を十分活用していただきたい（資料7（126頁））

④ 家族療法事業の充実について

従来、情緒障害児短期治療施設においては、子どもを含む家族全体に対する心理療法を行い、家庭機能の回復及び子どもの生活環境調整を図る家族療法事業を行ってきたところである。

近年、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、施設に入所している子どものみならず、早期家庭復帰を図るために、家族全体に対する心理療法を実施し、きめ細やかな対応をすることが必要となってきた。

このため、平成18年度より、これまで情緒障害児短期治療施設のみで実施されてきた家族療法事業の対象施設を児童養護施設、乳児院